

生物多様性の保全及び持続可能な利用 ～ 豊かな自然共生社会の実現に向けて～

(自然環境局 白書を読む会説明資料)



環 境 省

国内の生物多様性の状況

- 国内の生物多様性は、人間活動や開発、自然に対する働きかけの減少、外来生物、地球温暖化の影響を受けており、特に地球温暖化の影響が高まっている。
- 日本の自然資源が活用されておらず、二次的自然環境(里地里山)の劣化は人口減少により拍車がかかることが予測されている。

日本の生物多様性の「危機」

○ 生物多様性国家戦略(2012-2020)

生物多様性国家戦略(2012)では日本国内の生物多様性の危機の構造を以下の4要因に整理。

- 1 人間活動や開発
- 2 自然に対する働きかけの減少
- 3 外来生物
- 4 地球温暖化

日本の生物多様性の状況評価

○ 第2回生物多様性総合評価(Japan Biodiversity Outlook 2(JBO2):2016年)

日本の生物多様性の現状等について、環境省が専門家による検討会を設置して既存の論文等をもとに評価。

【評価結果】

- ✓ 上記の4要因は依然として改善されていない。また、地球温暖化による影響についてはその確度が高くなり、今後さらに深刻になると予測される。
- ✓ 日本は海外に様々な資源を依存する一方で、国内の自然資源が十分に活用されていない。今後、人口減少等によりこの状況がさらに進行するとともに、人の手が入ることで維持されてきた日本を特徴づける二次的自然環境(里地里山)の景観が失われ、生物多様性のみならず生態系サービスが低下する可能性がある。

地球規模の生物多様性の状況

地球規模での生物多様性の損失要因は、特定の開発行為等の個別の事象ではなく、社会・経済の問題。「社会的な変容(Transformative Change)」の必要性が指摘されている。

地球規模の生物多様性の状況評価

- IPBES土地劣化評価報告(2018) IPBES:生物多様性の状況を科学的に評価する政府間組織。生物多様性版のIPCCと呼ばれる。
- IPBES土地劣化評価報告では、先進国の大量消費のライフスタイルや途上国の消費拡大が全世界の土地劣化を促進する大きな要因として指摘。
- 対策が進まない要因は、自然資源の利用者・受益者の多くを占める先進国・都市生活者等が生産現場における土地劣化の影響を直接受けていないこと(=消費現場と生産現場の乖離)にあると指摘。
- IPBES地球規模評価報告(2019)
- IPBES地球規模評価報告では、地球規模での自然への影響要因を以下のように整理。
直接要因: 陸と海の利用の変化、 生物の直接的採取、 気候変動、 汚染、 外来生物
間接要因: 生産・消費パターン、 人口動態、 貿易、 技術革新、 ガバナンス
- 現在も続く生物多様性の減少のため、愛知目標、SDGsのような自然と持続可能性に関する国際的な目標は、現在の取り組みのままだでは達成されないと指摘。



- いずれの報告書においても、地球規模での生物多様性の損失要因について、特定の開発行為等の個別の事象ではなく、社会・経済の問題として捉えており、「社会的な変容(Transformative Change)」の必要性を指摘。

生物多様性条約ーCOP10からCOP15へー

2020年を目標年とする愛知目標は、COP14(2018年)で決定された検討プロセスに従い、科学的な評価も踏まえて見直され、新たな目標がCOP15(2020年 / 中国)で決定される。

2010

COP10(名古屋)

- 愛知目標(戦略計画2011-2020)採択
- 名古屋議定書採択

2014

COP12(韓国):愛知目標の中間評価

2018

COP14(エジプト・シャルムエルシェイク)

- ✓ **新たな目標の検討プロセスを採択**
- ・ 2020年までに公式会合として、補助機関会合2回とワーキンググループ複数回、開催予定
- ・ その他、地域別・テーマ別会合、意見書提出の機会等が予定。

2019
5月

IPBES 地球規模評価 公表

2020
春

Global Biodiversity Outlook (GBO) 5 公表

2020
秋

COP15(中国・昆明):
新たな目標の採択



2011 ~ 2020
国連生物多様性の10年

【生物多様性条約(CBD)】

- 目的
生物の多様性の保全
生物多様性の構成要素の持続可能な利用
遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で
衡平な配分
- 1992年に採択。
- 締約国数196ヶ国・地域[EU、パレスチナを含む]
- 米国は未締結

生物多様性白書とは？

■生物多様性基本法

✓第十条(年次報告等)

これが生物多様性白書です

政府は、毎年、国会に…講じた(講じようとする)施策に関する報告を提出しなければならない。

ほかにどんな項目があるか？

✓第六条(事業者の責務)

事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、…生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

✓第七条(国民及び民間の団体の責務)

国民は、基本原則にのっとり、生物の多様性の重要性を認識するとともに、その日常生活に関し、…生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択すること等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

国民及び民間の団体は、基本原則にのっとり、…他の者の行う生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組に協力するよう努めるものとする。

国立公園満喫プロジェクト

国立公園の保護と利用の好循環による地域の経済の活性化へ

- 最大の魅力は**自然そのもの**をコンセプトに、先行的・集中的に取り組を進める8つの公園を中心に、国内外の方々が国立公園を満喫できるよう受入環境整備を推進。

(主な取組)

- ・ツアープログラムの開発
- ・質の高いガイドの育成
- ・利用者負担による公園管理の仕組みづくり
- ・ビジターセンターや歩道等の整備
- ・ビジターセンターへのカフェの設置等新たなサービスの提供
- ・多言語解説の充実



横山天空カフェテラス（伊勢志摩国立公園）

国立公園オフィシャルパートナー

- 官民連携 国立公園の魅力を発信
→自然環境保全への理解
→地域の活性化
- 2019年6月時点で61社
成田・羽田・中部国際空港、JAL、ANA、JR各社、
NEXCO各社、日本旅行、JTB、モンベル、サントリー、
日本旅行業協会、三井不動産など

国立公園満喫プロジェクト

趣旨 背景 特徴 課題 方向性 有識者会議 取り組み 統一マーク 広報大使 パートナー

国立公園
オフィシャル
パートナー

国立公園オフィシャルパートナーについて 規約

環境省と企業又は団体が相互に協力し、日本が世界に誇る国立公園の美しい景観と、国立公園に滞在する魅力を世界に向けて発信し、国内外からの国立公園利用者の拡大を図ることで、人々の自然環境の保全への理解を深めるとともに、国立公園の所在する地域の活性化につなげるためのパートナーシッププログラムです。

国立公園オフィシャルパートナー企業(五十音順) 資料



環境省ホームページより

背景・目的

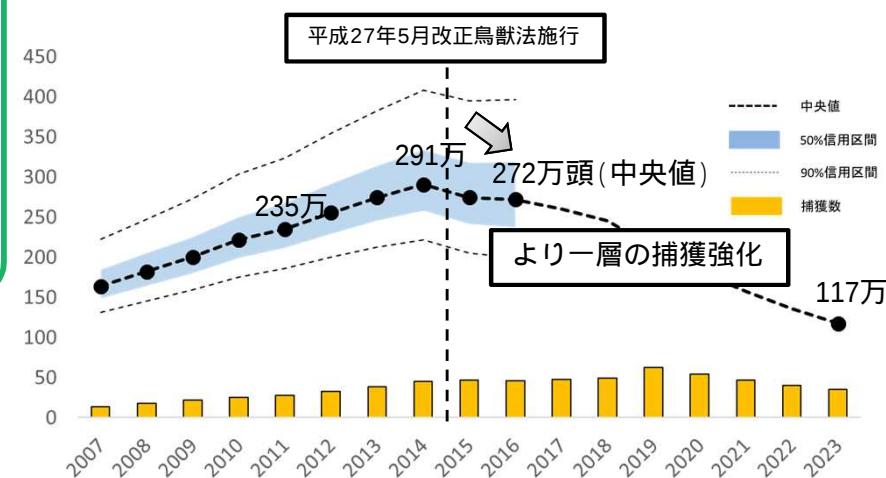
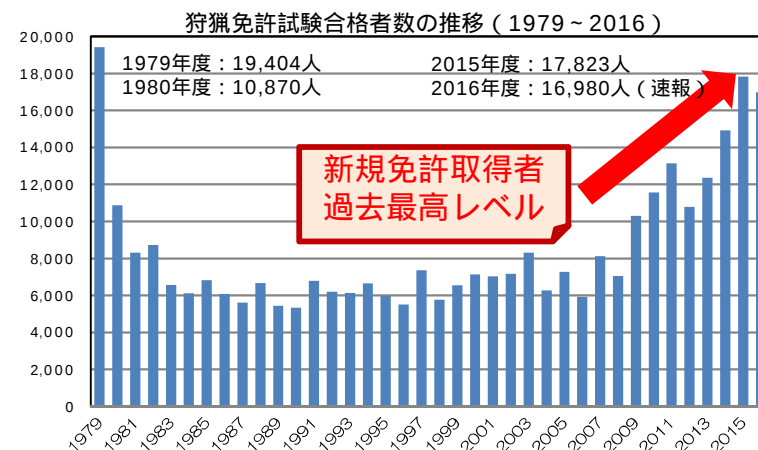
- ニホンジカ、イノシシ等の分布が拡大、狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少
- 政府の目標(平成25年12月10日)ニホンジカ、イノシシの生息頭数を10年後(2023年度)までに半減する
- 平成26(2014)年の鳥獣保護管理法の改正により、指定管理鳥獣捕獲等事業を創設し、鳥獣の管理を強化

鳥獣の分布・被害

- ・ニホンジカ、イノシシ等野生鳥獣の分布域拡大(1978年～2014年の36年間でニホンジカ約2.5倍、イノシシ約1.7倍に拡大)
- ・生態系や農林業被害が深刻な状況にあり、全国24国立公園/34国立公園においてシカによる被害を確認

取組

- ・狩猟税の減免措置、狩猟フォーラム等の普及事業で新規免許取得者数が2015年1.8万人と過去30年で最高レベルとなり、狩猟免許所持者数は2016年に19.9万人となり回復傾向
- ・安全を確保し、効率的な捕獲等を行う事業者を都道府県が認定できるよう、「認定鳥獣捕獲等事業者制度」を鳥獣法改正により導入
- ・都道府県又は国が捕獲を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」を創設。交付金により都道府県を支援
- ・「指定管理鳥獣捕獲等事業」において、一定の条件下における夜間銃猟を可能とする等規制緩和を行う



ニホンジカ推定生息数と管理目標



ニホンジカによる食害



閉鎖車道を活用し、車両で移動し捕獲・回収

希少野生動植物種の保存

- 種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に36種を新たに指定。計293種について捕獲や譲渡し等を規制。
- 動植物園等が行う生息域外保全の活動を後押しするため創設された「認定希少種保全動植物園等制度」に基づき、計6施設を認定。
- トキは第1回放鳥から10年が経過し、野生復帰10周年式典と放鳥式を実施。
- 象牙等を含む国際希少野生動植物種に関する適正な取引を推進。



コシノハゼ(平成31年2月指定)
写真提供: 自然環境研究センター



象牙



マダガスカルホシガメ
写真提供: 自然環境研究センター

国際希少野生動植物種登録票	
(野生動物の希少種・絶滅危惧種・絶滅危惧種の希少種)	
登録記号番号: 第 000-000000 号	
種名	マダガスカルホシガメ
区分又は名称	希少種
登録時 (平成26年 9月 日)	体長 XXXXXXX 体重 5.0kg 性別の別 不明 年齢 XXXXXXX 首甲長 20.0cm 首甲幅 25.0cm
備考	規制適用日(平成26年11月4日) より前に取得された個体
00000-00000	
平成26年 9月 2日交付 一般財団法人 自然環境研究センター 庶務課	

登録票



トキ放鳥式の様子

侵略的外来種による生態系の破壊

- 侵略的外来種により生態系被害、農林水産省被害、人体・生命への被害のおそれ。国内絶滅危惧種のうち、爬虫類の7割以上、両生類の5割以上で外来種がその減少要因として挙げられている。

グローバル化の弊害

- 近年、「**人と物資の移動が活発化**」したことによる非意図的導入が増加

外来生物対策

- 外来生物法により特定外来生物に指定し、飼養、運搬、譲渡、輸入等を規制(現在148種類。)
- 地元自治体や関係行政機関等と協力して、地域の生態系等へ悪影響を及ぼす外来種の防除を実施。

注目度の高い外来種

**マンゲース**

ヤンバルクイナ等の希少種を捕食。防除事業を継続的に実施し、生息密度が減少してきている。

**ヒアリ**

平成29年6月に国内初確認。全国の港湾での調査・殺虫餌の配備等を実施。

**ツマアカスズメバチ**

対馬のみで定着。対馬における防除及び九州の港湾において監視モニタリングを実施。

**オオバナミズキンバイ**

琵琶湖で大量発生。湖面を覆うように生育。滋賀県、環境省等による防除を実施。

新・湯治とは

- 温泉地訪問者が、温泉入浴に加えて、周辺の自然、歴史・文化、食などを活かした多様なプログラムを楽しみ、地域の人や他の訪問者とふれあい、心身ともに元気になること
- 年代、国籍を問わず楽しめること
- 滞在期間を問わないが、より長期の滞在を行うことが効果的

チーム新・湯治

チーム新・湯治に入ると

ネット
ワーク
づくり

新・湯治の趣旨に賛同し、温泉地の活性化に取り組む自治体・団体・企業等のみなさまを、「チーム 新・湯治」として、参加団体名や取組の環境省ホームページへ掲載、環境省主催セミナーの開催及び全国温泉地サミット等への参加を通じたネットワーク化の実施

セミ
ナー

チーム員のみなさまを対象とし、温泉地活性化に関する各種テーマによるセミナーを開催

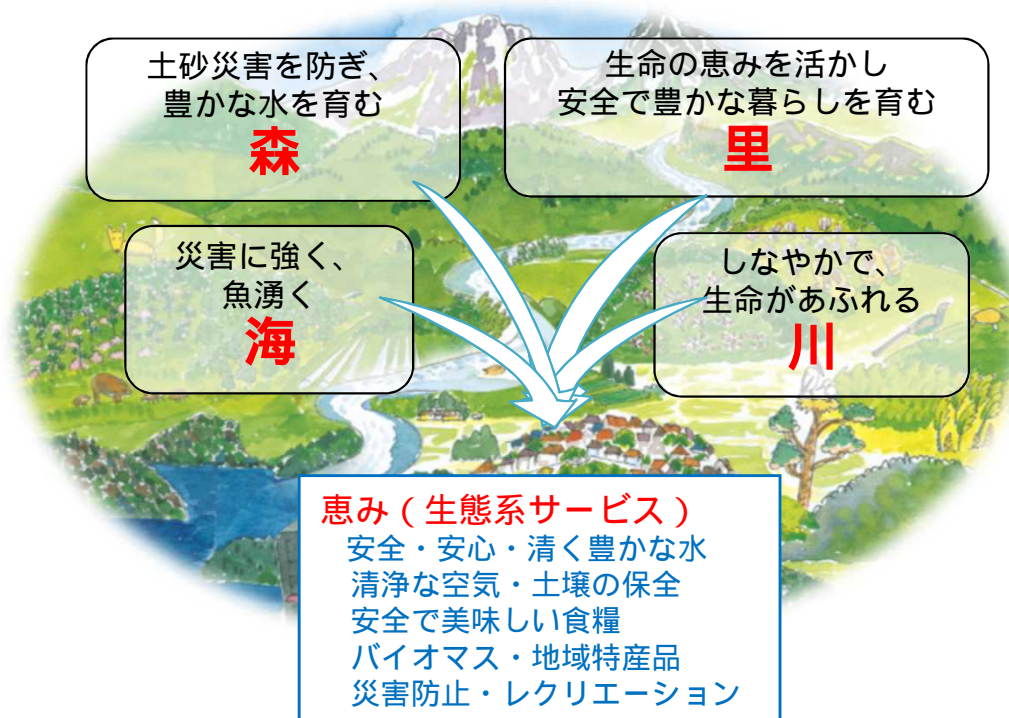
情報
交換

環境省ホームページ、メールマガジン、全国温泉地サミット及びセミナー等、様々なチャンネルを通じて情報共有を行い、チーム員間での意見交換の場を設置



「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト

私たちの暮らしを支える森里川海



人口減少・高齢化・過疎化・気候変動・過去の過剰開発・資源の海外依存など、様々な要因により、我が国の自然環境は荒廃し、**国民の暮らしにも影響**。



守る、支える、活用する

自然の恵みを引き出し、
経済性を伴ってまわる仕組みづくりと
それを支えるライフスタイルへの変革

プロジェクトの目標

○ **森里川海を豊かに保ち、その恵みを引き出します。**

森里川海が本来持つ力を再生し、恵み（清浄な空気、豊かな水、食料・資材等の恵みを供給する力や自然災害へのしなやかな対応力等）を引き出すことで、森里川海とその恵みが循環する社会をつくります。

○ **一人一人が、森里川海の恵みを支える社会をつくります。**

私たちの暮らしは森里川海の恵みに支えられているだけでなく、日々の暮らし方（消費行動や休暇の過ごし方など）を変えることによって、私たちが森里川海を支えることができます。一人一人がそれを意識して暮らす、いわば人と自然、地方と都市が共生する社会への変革を図ります。



「森里川海大好き」読本作成・普及

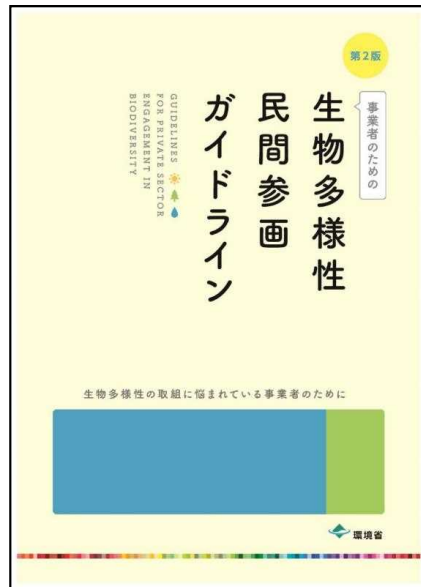


ライフスタイルの転換を促すイベントの開催

ポイントと普及啓発

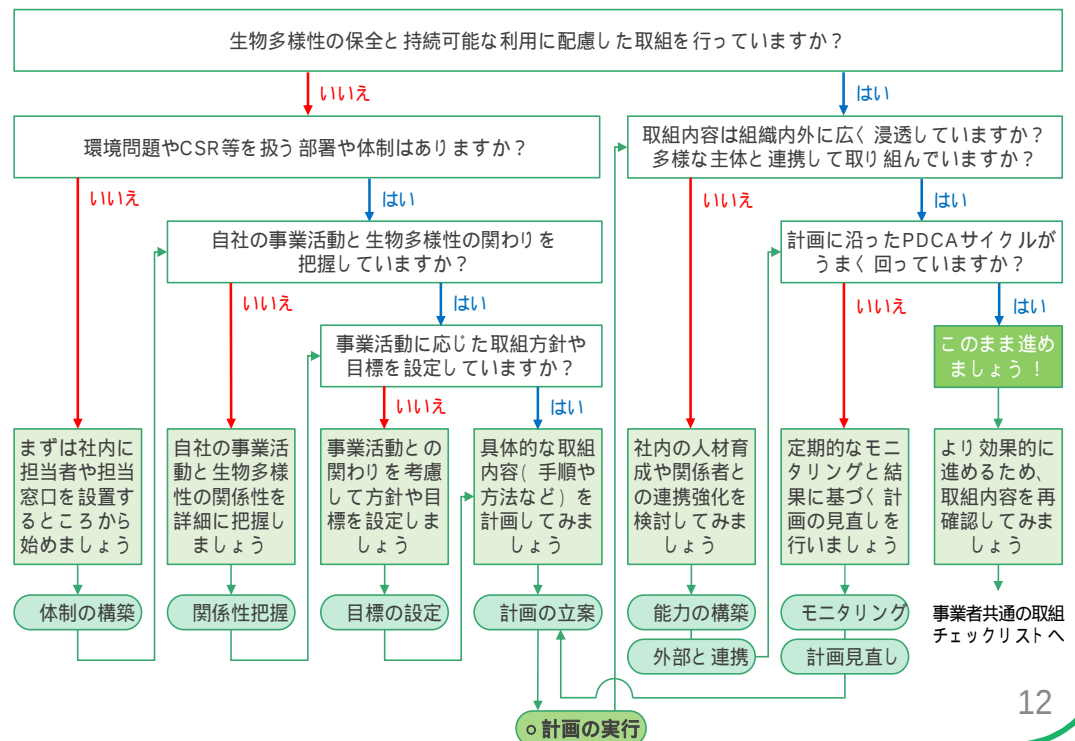
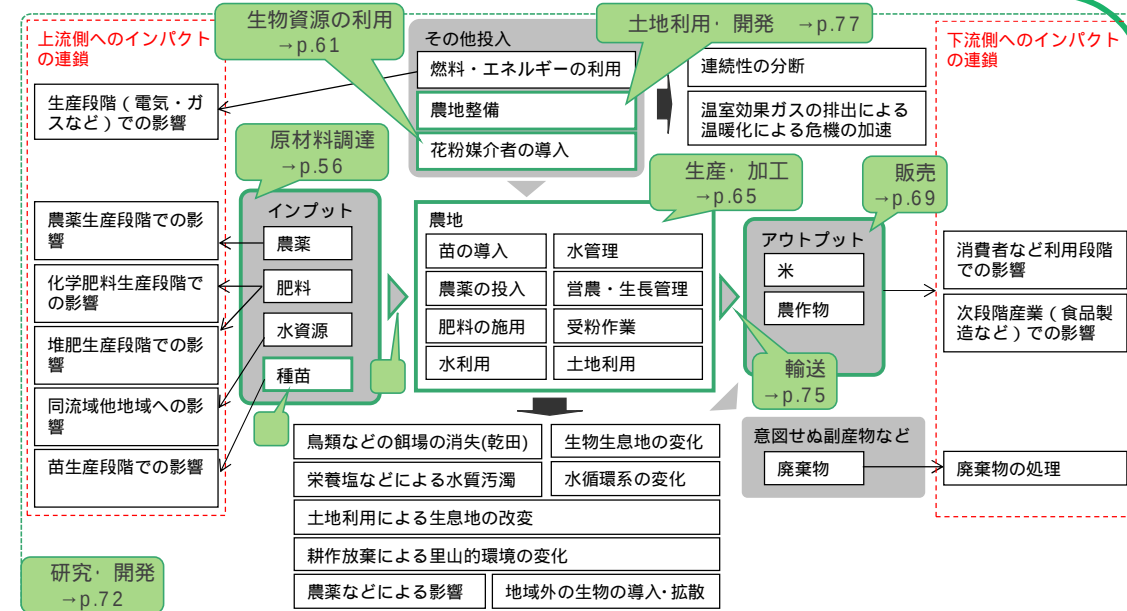
- 事業者のバリューチェーンに生じる生物多様性に関わるリスクとチャンス进行概説
- 日本標準産業分類を参考に、17業種別に事業活動ごとの取組を整理
- 取組の検討フロー図を作成

など



http://www.biodic.go.jp/biodiversity/private_participation/guideline/BDGL2_ja.pdf

- 「生物多様性民間参画パートナーシップ」、
- 「企業と生物多様性イニシアチブ」と連携
- COP14, G20関連会議などで紹介



動物愛護管理法（昭和48年制定）の概要

1. 法目的

- 動物愛護（動物を愛護する気風の招来）
- 動物管理（動物による人の生命・身体・財産への被害の防止等）
- 人と動物が共生する社会の実現

2. 所有者等の責務（飼い主の努力義務）

- 動物の健康安全の保持、人の生命等の危害や迷惑の防止等
- 逸走防止、終生飼養、繁殖制限、所有明示 等
- 各種飼養保管基準を策定（家庭動物、展示動物、産業動物、実験動物）

3. 動物取扱業者に対する規制

- 第一種動物取扱業の登録、基準遵守義務、取扱責任者等
〔営利〕ペットショップ、ブリーダー、ペットホテル、動物園等
- 第二種動物取扱業の届出、基準遵守義務
〔非営利〕愛護団体のシェルター、自治体の公園施設等

4. 周辺的生活環境の保全措置等

- 周辺的生活環境被害を生じさせている、動物虐待状態となっている多頭飼育者等への都道府県等による措置命令・勧告

5. 特定動物（危険動物）の飼養規制

- 人の生命・身体・財産に害を及ぼす特定動物の飼養許可 等

6. 都道府県等による犬猫の引取り等

- 都道府県等による所有者や拾得者からの犬猫の引取り義務
- 動物取扱業者や不適切飼養者等に対しては引取り拒否可能
- 殺処分が少なくなることを目指した譲渡の努力
引き取った動物は、返還、譲渡又は殺処分（環境省告示）

7. 実験動物の3R（Replacement Reduction Refinement）

- 代替法利用や使用数削減への配慮 + 苦痛の軽減の努力義務

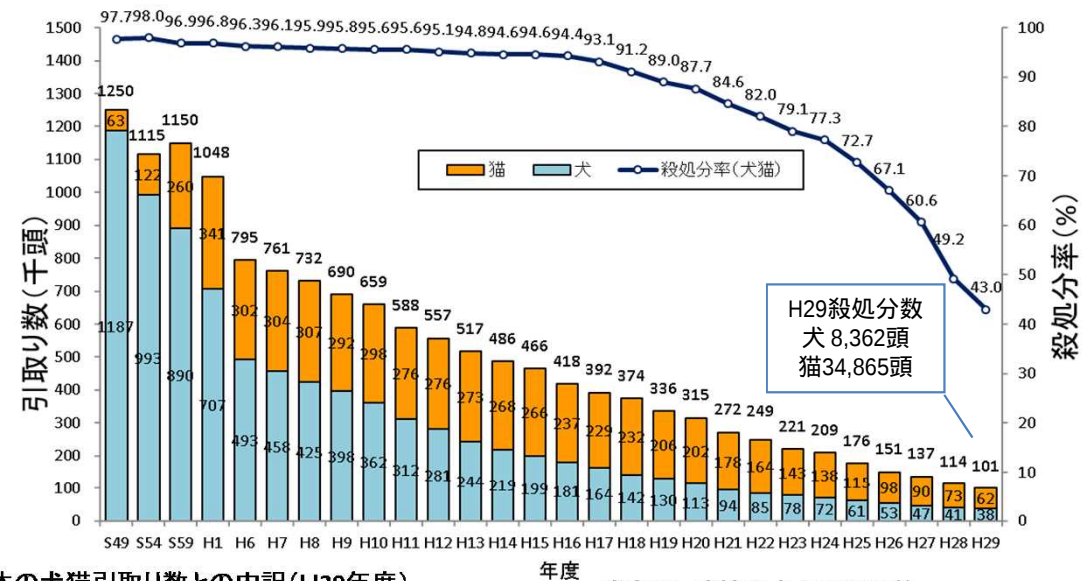
8. 罰則

- 愛護動物に対するみだりな殺傷、虐待・遺棄の禁止等
（みだりな殺傷：懲役2年又は罰金200万円、遺棄・虐待：100万円）

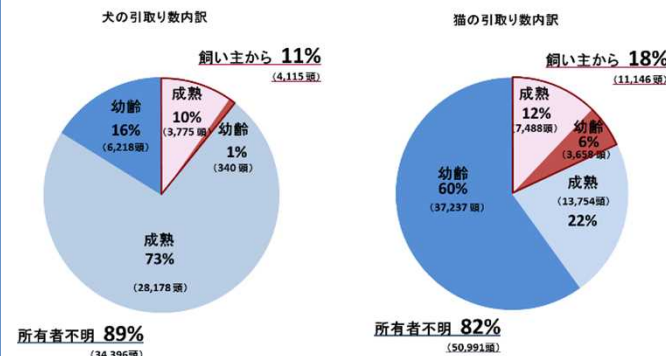
動物取扱業の種別の登録 / 届出件数(平成30年4月1日現在)

	総事業 所数	販売(譲渡し)			保管	貸出 し	訓練	展示	競り あっ せん 業	譲り受 け飼 養業	計 (のべ 数)
		うち犬猫販売業		うち繁殖 を行う者							
第1種動物 取扱業	43,749	20,660	15,911	12,235	26,404	1,234	4,542	3,573	24	138	56,575
第2種動物 取扱業	942	691	—	—	163	57	39	283	—	—	1,233

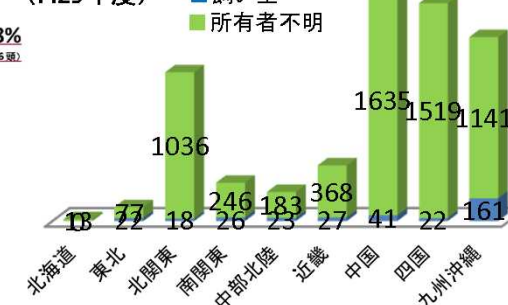
自治体の犬猫引取り数と殺処分率の推移(H29年度)



自治体の犬猫引取り数との内訳(H29年度)



地方別・幼齢の犬の引取り数(H29年度)



第2部第2章

世界自然遺産の推薦について

—奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島—

世界遺産としての顕著で普遍的価値

<クライテリア 生物多様性>

国際的にも希少な固有種に代表される生物多様性保全上重要な地域である。

<世界自然遺産推薦の経緯>

平成15年5月：世界遺産候補地の選定(国内)

平成29年2月：世界遺産推薦書の提出

平成29年10月：世界遺産委員会の
諮問機関(IUCN)による現地調査

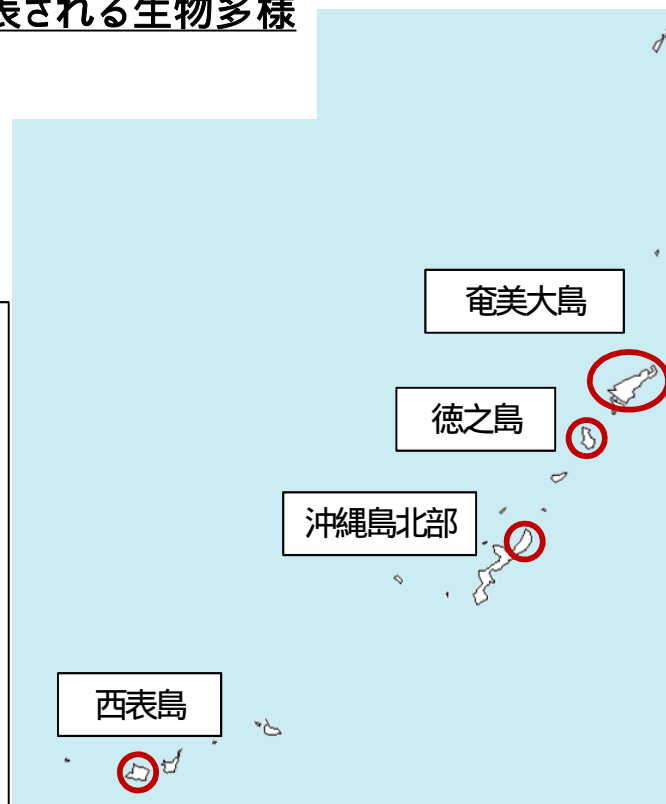
平成30年5月：IUCNによる**延期勧告**

平成31年2月：世界遺産推薦書の再提出

令和元年秋頃：IUCNによる現地調査

令和2年5月頃：IUCNによる勧告

令和2年夏頃：世界遺産委員会での審議



構成要素	推薦地 (ha)	緩衝地帯 (ha)
奄美大島	11,640	14,505
徳之島	2,515	2,812
沖縄島北部	7,721	3,398
西表島	20,822	3,594
総面積	42,698	24,309



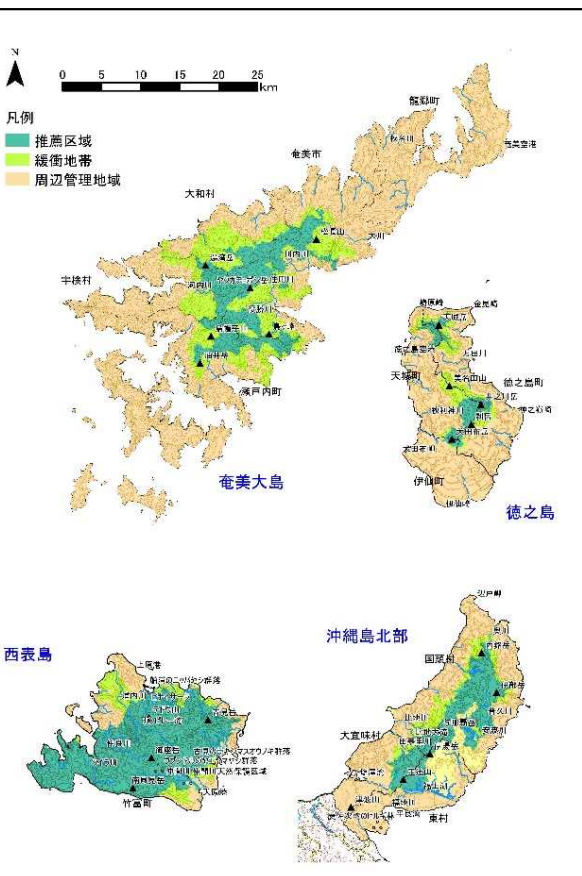
アマミノクロウサギ



ヤンバルクイナ



イリオモテヤマネコ



適応策のための将来予測

- 自然生態系に依存する業(ほぼ全て)に影響を与えることが確実
→ 将来予測中
- 将来シナリオに沿った「**適応ビジネス**」の展開が考えられる
→ リスクとチャンス
- 将来シナリオそのものの情報が非常に高い価値をもつ



ニホンジカの生息域の拡大

生態系を活用した適応策「Ecosystem based Adaptation(EbA)」

- Eco-DRR(Ecosystem-based Disaster Risk Reduction)

サンゴ礁による高波のエネルギーの減衰



湿原による遊水効果



施策の概要

- ・ インバウンド向けの**上質な宿泊施設が不足**。**多様な宿泊体験へのニーズ**に対応していく必要性。
- ・ 既存施設のリニューアルにより、エリアの再生・上質化を図る。自然を満喫する**世界水準の上質な宿泊体験**を提供。
- ・ 環境省直轄キャンプ場で、民間のノウハウを活かした、現在のニーズに合ったりリニューアルを進める。民間事業者と連携し、国立公園らしいロケーションでの**グランピング**を積極的に推進。



【取組例】民間企業と連携した国立公園グランピングの実施

- ・ 2018年9月、10月、11月に**民間事業者と連携したグランピングを実施**。
- ・ 地域のアクティビティや食材等を活用した上質な宿泊体験を提供。

【阿寒摩周】【日光】【大山隠岐】【阿蘇くじゅう】



阿蘇のロケーション



地元のアクティビティとの連携



野外のレストランディナー（日光）

- ・ 2019年度は民間事業者の主体的な取り組みが拡大するよう、必要な調整・支援等を実施予定。

恵み豊かな生活を将来にわたって続けていくためには、
生物多様性を意識し、日常の行動を見直すことが必要。

MY行動宣言

- 暮らしのなかで生物多様性を実感し、身近なところから生物多様性の保全と持続可能な利用を実践するためのキーワードとして、
5つのアクション「たべよう」「ふれよう」「つたえよう」「まもろう」「えらぼう」を提案。

- 生物多様性の10年日本委員会(事務局:環境省)では、これらを行うことを宣言する「MY行動宣言」を推進。
(<http://undb.jp/committee/tool/action/>)

この形式の宣言書は、国連生物多様性の10年日本委員会
生物多様性を守るために、私たちにできるアクション！
⑤ **MY行動宣言**

生物多様性とは、たくましく生き物がつながりあって暮らしていること。
生物多様性を守るためには、まずは暮らしの中で、生き物とのつながりを
感じることが大切。自分や家族はもちろん、近所の人や生き物の仲間、自然、
国や地域など、いろいろな生き物とのつながりを感じて暮らしています。

自分の暮らしの中からできることを選んでMY行動宣言をしよう。
生物多様性の保全と持続可能な利用のために、一人ひとりがMY行動宣言を
して、今から行動しよう！

1	地元でとれたものを食べ、 旬のものを <u>味わ</u> います。	☐
2	自然の中へ出かけ、自然体、家族や仲間 などと一緒に、自然や生き物に <u>ふれ</u> ます。	☐
3	自然の暮らし方や季節の移り変わりを <u>感じ</u> て、 写真や絵、文章などで <u>伝え</u> ます。	☐
4	生き物や自然、人や文化との「 <u>つながり</u> 」を 感じるため、地域や自然の環境に <u>参</u> 加します。	☐
5	エコラベルなどが付いた商品に <u>関</u> 心し、 商品を選んで <u>買</u> います。	☐

「MY行動宣言」
宣言文に書いてください

「MY宣言マーク」
が入ります